いじめ発生時の指導体制マニュアル

いじめをしない、させない、許さない

未然防止

教師がいじめと思われる場面を発見したり、気付いたとき

子どもの気持ちを尊重しながら 解決に必要なことを確認し行動する。

早期発見

子どもからいじめの訴えがあったり、アンケート等で情報を得たとき

話せた勇気を受け止め、いじめられている子を徹底的に守る。

早期対応

保護者からいじめの訴えがあったり、アンケート等で情報を得たとき

保護者の気持ちを受け止め、事実確認をする。

いじめ発生
正確な状況の把握・記録≪担任・学年・ブロック（生指担当）≫

報告
連絡
相談

いじめ防止等対策主任（生指主任）へ正確な確実の事実報告

報告
連絡
相談

指示

重大な事態と判断された場合
報告・連携

重大な事態と判断された場合
委員会設置

管理職

久御山町
教育委員会

報告
連絡

職員会議
- 全職員の共通理解
- 具体的な対応策の報告
- 教職員の役割分担の明確化
- 指導後の状況把握
- 今後の指導方針

保護者への説明
協力依頼

連携

いじめ防止対策委員会

校長・教頭・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・関係学年担任・専門家等

1 関係教職員から情報収集
2 被害児童・保護者から事実確認
3 指導方針の検討
4 加害児童・周辺児童からの事実確認・指導
5 被害児童・保護者への説明
6 加害児童の保護者への説明と連携
7 学級指導及び全体指導
8 マスコミ対応窓口１本化

連携

再発防止策に向けての取組(組織的対応）

被害児童への支援
被害児童の保護者との連携

加害児童（周辺児童）への指導
加害児童の保護者との連携

緊急指導
関係児童への指導
学級指導

長期的指導
関係児童への指導の継続
学級指導（全体指導）の継続

いじめに関する組織研修

連携

関係機関との連携
- PTA
- スクールカウンセラー
- 総合教育センター・児童相談所
- 民生児童委員
- 京都府警サポートセンター